

令和 8 事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を踏まえ、令和 8 事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリング²の主な検証事項等について取りまとめた³。

1. 業態横断的な検証事項

① 顧客の最善の利益を勘案した業務運営や、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘状況等

金商業者等が顧客の最善の利益を勘案し、誠実かつ公正に業務を遂行しているか、検証を行う。

金融商品の多様化も踏まえ、複雑又はリスクが高い商品の販売に係る対象顧客設定や、顧客属性に照らし顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を実施しているか（顧客への情報提供に係るデジタル・リテラシーに応じた対応を含む）、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為が行われていないか、また、これらに関する社内ルールを適切に整備し、その遵守状況を適切にモニタリングしているか等について、検証を行う。

② システムリスク管理の対応状況

サイバー攻撃によりサイバーセキュリティが脅かされる事案やシステム障害は、引き続き経営上の重大な課題であるところ、フロンティア AI の発展に伴い、高度なサイバー攻撃の増加も懸念されている。「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）やフロンティア AI による脅威変化等を踏まえたシステムリスク管理が適切に行われているか、重点的な検証を行う。

③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に係る内部管理態勢の定着状況

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロンガイドライン」という。）の「対応が求められる事項」に基づく態勢の整備及び高度化の状況について検証を行う。

¹ 令和 8 事務年度は令和 8 年 7 月から同 9 年 6 月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を指している。「検査」とは、金融商品取引法第 56 条の 2 等の検査権限に基づくものを指し、「モニタリング」とは、検査以外のものを指す。

³ 証券監視委は、令和 8 年 1 月 16 日に公表した第 12 期中期活動方針において、リスクベースアプローチに基づく証券検査の継続や投資者被害事案に対する積極的な取組を掲げている。

④ 内部管理態勢の実効性確保に係る取組状況

金商業者等が適確に業務を遂行するためには、上記①～③を含め、経営陣による内部管理態勢の確立・整備が重要である。そのため、投資者の保護やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無にかかわらず、個別金商業者等の特性や業容に応じた実効性のある内部管理態勢が構築されているか検証を行う。

加えて、主要株主や経営体制の変更等に応じてビジネスモデルが変更されている場合、本店の所在地と実質的な業務運営拠点が異なる場合などは、ガバナンスの有効性の観点から検証を行う。

また、内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項についても経営陣が当該監査等の重要性を十分認識し、実効性のある改善策及び再発防止策に積極的に取り組んでいるか検証を行う。

2. 規模・業態別の主な検証事項

(1) 大手証券会社グループ⁴

各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、不公正取引等を検知・防止するための売買審査態勢や法人関係情報の管理態勢、引受審査態勢等の内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

(2) 外資系証券会社

グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等の検証を行う。

また、我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況について検証を行う。

(3) ネット系証券会社

昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引の犯罪手口の高度化・巧妙化も踏まえたサイバーセキュリティ対策、取引時確認等の措置に関する内部管理態勢や売買管理態勢の整備状況等について横断的な検証を行う（インターネット取引が可能な対面型証券会社を含む）。

また、金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、新たな商品及びサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況について検証を行う。

⁴ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

(4) 準大手証券、地域証券会社（地域銀行系証券会社を含む）

持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況について確認するとともに、業容の変化に応じた内部管理態勢を構築しているか、新たな商品を導入する際の適切な審査やその後のモニタリング、適合性原則への対応等がなされているかについて検証を行う。

(5) 外国為替証拠金取引業者

広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況、ストレステストの実施を含めた店頭 FX 業者の決済リスク管理の状況について検証を行う。

(6) 投資運用業者

投資者の利益よりも親会社等の都合を優先した取引などの忠実義務違反行為の有無や、親会社等との取引の妥当性について事後的に検証できる態勢となっているかなど、利益相反管理態勢の整備状況について検証を行う。また、運用の実態把握（規程等に沿った業務運営の状況を含む）、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）等の状況について検証を行う。

(7) 投資助言・代理業者

虚偽等の説明による勧誘行為・広告手法について検証を行う。また、助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用した取引など、忠実義務違反行為等の有無について検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等について検証を行う。

(9) 登録金融機関

投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況等について検証を行う。

(10) 金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先

金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性について検証を行う。

信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえて証券モニタリングを実施する。

(11) 無登録業者

無登録業者を排除することにより投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。また、SNS 上の広告等への警戒を更に高めるとともに、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資者へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を一層強化する。クロスボーダー事案については、外国当局とも連携して、重点的に対処する。金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を一層強固に進めていく。

3. 証券モニタリングの進め方

(1) 検査

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 9,200 者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような状況である場合を中心に、検査による実態把握を引き続き積極的に進めていく。その際、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施するものとする。

- ① 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況（無登録業者が業務に直接的又は間接的に関与しているおそれがある場合など）
- ② モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも十分に把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等による株主構成の変更に伴い、ビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先など）
- ③ 取扱金融商品のリスクや分別管理の適切性などについて実態把握が必要な状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、個別金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととする。また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施することとする。

また、問題が認められた場合には、深度ある議論を通じて、事案の全体像を把

握し、その根本原因を究明した上で、行政処分勧告等を行うにとどまらず、実効性のある内部管理態勢の構築等を促すことにより、再発防止・未然防止につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

（２）関係機関との連携

各財務局等との間で、検査の計画策定段階から情報共有や意見交換等も含めて緊密に連携するとともに、本店の所在地と実質的な業務運営拠点が異なる場合も考慮し、調整機能を発揮して財務局の取組を支援する。また、必要に応じて証券監視委と財務局又は財務局間の合同検査を実施し、財務局間での検査応援等についても柔軟に行う等、人材の効果的な活用、ノウハウの共有化を図る。

また、デジタル技術の発展や新たな金融商品の広がりなど、市場を取り巻く環境変化や規制の枠組等の変更に応じた新業態の事案等においては、必要に応じて金融庁関連部局等と連携しながら、対応を図っていく。

自主規制機関とは引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図っていく。自主規制機関との間で、検査・監査等で検知した内容・問題意識やそれらのフォローアップ状況をタイムリーかつ双方向に共有する。

捜査当局及び消費者庁等との間で、無登録業者に係る情報提供や、人事交流・講義実施等により、連携を強化する。

4. 検査結果の情報発信・その他の取組

検査を通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、金融庁関連部局等と連携して金商業者等に対してフィードバックを行い、これらの監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等により、改善に向けた自主的な取組を促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。

《参考》

証券モニタリングの主な検証事項の背景

(1) 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

① 第一種金融商品取引業者、金融商品仲介業者

経営陣の業務運営が著しく不適切である状況や、金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員を確保していない状況が認められた。

商品関連市場デリバティブ取引について両建て取引を勧める禁止行為が認められた。

NISAの対象商品に係る登録業務等における虚偽告知などの不適切な業務運営、有価証券等管理業務（振替行為）に係る善管注意義務違反、疑わしい取引の該当性を検討・判断していない状況、サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢が不十分な状況等、投資者保護上問題のある業務運営の状況が認められた。

新興国債券の営業に関し、断定的判断の提供等による勧誘や、社内で合理的根拠適合性の検討が十分に行われていない状況等、不適切な業務運営の状況が認められた。

② 投資運用業者

資産の運用に係る委託契約を締結した不動産投資法人や、投資一任契約を締結した顧客のために忠実に投資運用業を行っていない状況等が認められた。

③ 投資助言・代理業者

無登録業者による投資助言業務に当社役職員が加担している状況や登録拒否要件に該当する者に政令で定める使用人として業務を行わせ、当局に隠蔽を繰り返すといった著しく不当な行為が認められた。

無登録業者が投資運用を行う金融商品を顧客に助言する善管注意義務違反等が認められた。

金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況や、検査忌避が認められた。

顧客への助言前に推奨銘柄を買い付け、自身が保有している銘柄であることを顧客に隠して買いを助言し、助言後に売り付ける忠実義務違反、投資助言実績について著しく事実と相違する表示のある広告をする行為が認められた。

④ 第二種金融商品取引業者

ファンドの募集の取扱い等を行うにあたり、適切な審査を行うための措置が

講じられていない状況が認められた。

⑤ 無登録業者

金融商品取引業の登録を受けずに、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を行っている業者が認められた。

(2) 金商業者等を取り巻く環境

① 顧客本位の業務運営等

令和6年1月にNISA制度が抜本的拡充・恒久化し、投資家の裾野が広がるとともに資産形成が進んでいる。このような中、老後に向けた資産形成を促進する観点から、iDeCoの加入可能年齢の引上げや、iDeCo等の拠出限度額が引き上げられる(令和8年12月施行)ほか、あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、NISAのつみたて投資枠の年齢要件の撤廃(令和9年1月施行)や対象商品の拡充等(令和8年4月施行)が措置された。かかる状況において、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等がそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営を適切に確保し、期待される役割を十二分に発揮していくことが引き続き重要となっている。

② 詐欺的な投資勧誘への対策の更なる強化

これまでも、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に掲げた無登録業者の排除のための取組を積極的に推進してきたところ、令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額が過去最悪となるなど極めて危機的な状況にある。そのため、令和8年7月に策定された「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」においては、著名人なりすまし型偽広告等への対策の更なる強化等が盛り込まれている。

③ 新たな金融商品の広がり

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、暗号資産に係る規制を資金決済に関する法律から金融商品取引法に移管し、暗号資産に係る規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」(以下「金商法等改正法」という。)が公布された(令和8年7月、1年以内施行)。

④ AML/CFTの重要性

金融機関等における基礎的な態勢整備が概ね完了した中、足許の金融機関を取り巻く環境変化等を整理し、金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の維持・高度化を促進するためマネロンガイドラインの改正が行われた(令和8年3月)。

(3) 金商業者等を取り巻く規制の枠組等の変更

① 証券口座への不正アクセス事案を踏まえた対応

証券会社のウェブサイトや装ったフィッシングサイト等で窃取した顧客情報（ログイン ID やパスワード等）によるインターネット取引サービスでの不正アクセス・不正取引（第三者による取引）の被害が多発したことを踏まえ、インターネット取引における認証方法や不正防止策を強化するために、金融庁は監督指針を改正し、内部管理態勢の整備、セキュリティの確保、顧客対応等の主な着眼点や、犯罪発生時に当局へ報告する旨を追加した（令和 7 年 10 月）。

② フロンティア AI による脅威変化を踏まえた金融機関等の短期的な対応

近年、フロンティア AI の発展に伴い、高度なサイバー攻撃の増加が懸念されている。短期的に脆弱性や修正プログラム（パッチ）が集中的に発見・提供される可能性を踏まえ、金融庁は日本銀行と連名で、金融機関等に対し、「フロンティア AI による脅威変化を踏まえた金融機関等の短期的な対応」について要請を発出した（令和 8 年 5 月）。

③ 不正リスク等に即した引受審査の実施

日本証券業協会は、「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」を策定し、金商業者等における適切な引受審査・情報管理機能の発揮のため、当該審査業務を実施するに当たって特に留意すべき事項を定めた（令和 8 年 3 月）。

④ スタートアップ企業への資金供給の促進

特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大を図る観点から、特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力を有するものの、特定投資家になるための移行手続きを行っていない者（潜在的特定投資家）を、特定投資家私募の相手方の範囲に追加するなどの見直しを盛り込んだ金商法等改正法が公布された（令和 8 年 7 月、同 9 年 4 月施行）。

また、特定投資家に移行可能な個人の要件を緩和するため、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に向けたパブリックコメントを実施した（令和 8 年 4 月～5 月）。

⑤ 投資詐欺・無登録業者等への対応

金融機関を騙ったフィッシングによる不正送金・不正取引被害が増加していることを受け、各業界団体と金融庁・警察庁が連携し、フィッシングメールへの注意喚起及びフィッシング耐性のある多要素認証を国民へ周知するため、官民一体・業界横断的な広報コンテンツを作成した（令和 8 年 4 月）。

また、金融庁では、「SNS 上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」に寄せられた情報を踏まえ、SNS を利用した投資詐欺の手法を紹介し、注意喚起を実施した（令和 7 年 12 月）。

さらに、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ金商法等改正法が公布された（令和 8 年 7 月、同年 8 月 12 日施行）。